

平成26年第1回茂原市教育委員会会議（1月定例会）日程

1月30日（木）15:00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第2号 茂原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について

議案第4号 茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 茂原市茂原駅前学習プラザの管理及び運営に関する規則を廃止する規則の制定について

（報告事項）

1 平成25年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰者の決定及び表彰式について

2 茂原市奨学資金貸付について

3 平成26年第2回（2月定例会）、平成26年第3回（3月臨時会）及び平成26年第4回（3月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

4 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第1号から議案第6号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

平成26年第1回（定例会）

- 1 期日 平成26年1月30日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時49分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 足立 俊夫
委員長職務代理者 鎌田 俊郎
委員 齋藤 晟
委員 鈴木 一代
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部次長（教育総務課長） 中山 邦彦
学校教育課長 宮本 昌典
学校教育課主幹 木島 明良
生涯学習課社会教育係長 最首 誠
体育課長 大和久義照
中央公民館長 唐鎌 孝雄
美術館・郷土資料館長 渡辺 哲也
図書館長 池座 一雄
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課主事 松本 卓也
- 5 署名人の指定
委員 古谷 一雄
委員 鎌田 俊郎

- 足立委員長 : 平成26年第1回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、古谷教育長と鎌田職務代理にお願いいたします。
これより会議事項に入ります。
本日は、議案が6件となっております。
議案第1号「茂原市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」の説明をお願いします。
- 中山次長 : 議案第1号「茂原市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」のご説明を申し上げます。
本案は、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を条例に規定する必要があることから、一部改正し、市長に申し入れしようとするものです。
改正の内容ですが、新旧対照表をご覧ください。法に定められておりました委員の委嘱基準が法から削除され、地方公共団体の条例で定めると改正されましたことから第2条に（委嘱基準）を定めるものでございます。

- 委嘱基準の内容につきましては、文部科学省令で定める基準を参酌しておりますので、今までと変わりはありません。以上です。
- 足立委員長 : それでは、議案第1号につきまして質疑をお願いいたします。なお、鈴木部長については、本日は図書館の指定管理者の選定会議に出席しているため欠席しています。
- 各委員 : ありません。
- 足立委員長 : 議案第1号につきまして、採決に入ります。
議案第1号について、原案通り可決することにご異議はありませんか。
- 各委員 : 異議なし
- 足立委員長 : 議案第1号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
- 中山次長 : 次に、議案第2号「茂原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」の説明をお願いします。
議案第2号「茂原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」のご説明を申し上げます。
本案は、地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、協議会の組織について条例に規定する必要があることから、一部改正し、市長に申し入れしようとするものです。
改正の内容ですが、新旧対照表をご覧ください。法第3条に定められておりました会長と委員に関する規定が削除されたことから、第2条を（委員の定数）から（組織）に改め、会長及び委員の任命基準を加え、副会長に関する規定を第2条へ移行し、第4条を削除するものです。以上です。
- 足立委員長 : それでは、議案第2号につきまして質疑をお願いいたします。
- 齋藤委員 : 議案第1号、議案第2号ともに我々からすると大きく変わっていないと思うのです。何故これは変えないといけないのですか。どこから言われるのですか。
- 中山次長 : 第3次一括法に関する事で、国から地方へ権限が委譲され地方の自主性等を求められております。この2件につきましては昨年の6月に法律が成立し、今年4月1日施行します。それに合わせて条例を改正しようとするものです。
- 足立委員長 : 他に何か。無いようですので、採決に入ります。
議案第2号について、原案通り可決することにご異議はありませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 足立委員長 : 議案第2号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
- 中山次長 : 次に、議案第3号「茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。
議案第3号「茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」のご説明を申し上げます。
本案は、児童福祉関係者として委嘱しておりました民生児童委員である石渡正路委員が定年により退任されたため、茂原市青少年指導センター設置条例第5条第3項の規定に基づき、本宮孝幸氏を新任し委嘱するものであります。なお、任期につきましては、同条例第6条第1項により平成26年2月1日から平成26年5月31日であります。
- 足立委員長 : それでは、議案第3号につきまして質疑をお願いいたします。
- 各委員 : ありません。
- 足立委員長 : 無いようですので、議案第3号について採決に入ります。
議案第3号について、原案通り可決することにご異議はありませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 足立委員長 : 議案第3号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
- 中山次長 : 次に、議案第4号「茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。
議案第4号「茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」のご説明を申し上げます。
本案は、図書館の駅前学習プラザへの移転により平成26年3月31日をもって茂原公民館を廃止することに伴い、茂原市公民館管理に関する規則中、茂原公民館に関する条項を削除しようとするものです。以上です。

- 足立委員長 : それでは、議案第4号につきまして質疑をお願いいたします。
よろしいですか。
- 各委員 : はい。
- 足立委員長 : 無いようですので、議案第4号について採決に入ります。
議案第4号について、原案通り可決することにご異議はありませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 足立委員長 : 議案第4号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
次に、議案第5号「茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。
- 中山次長 : 議案第5号「茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」
のご説明いたします。
本案は「茂原市立図書館設置条例」を「茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例」に改正したことにより、同規則中の管理に関する条項が条例で定められたため所要の改正をしようとするものです。
改正内容は、12条の開館時間、13条の休館日、14条の入館の制限の条項を削除しようとするものです。以上です。
- 足立委員長 : では、議案第5号につきまして質疑をお願いいたします。
- 古谷教育長 : 新旧対照表を見ますと、現行と改正後と書かれてありますけれど、現行のところの（開館時間）（休館日）（入館の制限）というのが無くなるわけですね。そうしたら、どのようになるのか補足説明をお願いします。
- 中山次長 : 12条、13条、14条につきましては、条例で定めるということで、前回の条例の制定の時に条例に組み込んだということが無くなってしまいうわけではなく、条例に定められましたので、規則から削除させて頂きました。
- 齋藤委員 : 規則違反と条例違反というのはどういうふうに違うんですか。
- 中山次長 : 条例違反になりますと、罰則とか色々な制限がありますけれど、規則ですとそこまではいかない。
- 足立委員長 : 他に質問ご意見のある方いらっしゃいませんか。
条例の方が上で、条例に定めているということです。よろしいでしょうか。議案第5号について、採決に入ります。
議案第5号について、原案通り可決することにご異議はありませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 足立委員長 : 議案第5号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
次に、議案第6号「茂原市茂原駅前学習プラザの管理及び運営に関する規則を廃止する規則の制定について」の説明をお願いします。
- 中山次長 : 「茂原市茂原駅前学習プラザの管理及び運営に関する規則を廃止する規則の制定について」のご説明いたします。
本案は、平成26年3月31日をもって茂原市茂原駅前学習プラザを廃止することに伴い、茂原市茂原駅前学習プラザの管理及び運営に関する規則を廃止しようとするものです。
- 足立委員長 : では、議案第6号につきまして質疑をお願いいたします。
- 各委員 : ありません。
- 足立委員長 : では、議案第6号について、採決に入ります。
議案第6号について、原案通り可決することにご異議はありませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 足立委員長 : 議案第6号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。
次に、報告事項の1「平成25年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰者の決定及び表彰式について」の説明をお願いします。
- 中山次長 : 平成25年度の「茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者」の表彰式及び被表彰者について、ご報告いたします。
まず、表彰式ですが、2月18日（火）の教育委員会第2回定例会終了後の15時から市役所5階の501・502会議室で行います。内容は次第を添付しておりますのでご確認ください。ご多忙中のことと存じますがよろしくをお願いいたします。

次に被表彰者ですが、「茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰要綱」及び内規に基づき、全国大会で3位以上の入賞者、又は県大会での1位入賞者に相当する優秀な成績をおさめた方々を表彰いたします。

今年度は、学芸部門では小学生20名、中学生6名の計26名を表彰いたします。体育部門では小学生5名、中学生5名の計10名を表彰します。

足立委員長 : 報告事項の1につきまして、ご質問ご意見ある方いらっしゃいますか。
鎌田職務代理 : 善行・篤行というのは、どういう基準なのでしょうか。
中山次長 : 善行は、人に対して良いことをしたというのが今までの例です。篤行は、団体などで施設などに行ってボランティアなどをした場合に表彰された例があります。

足立委員長 : 善行・篤行は、去年も該当者がいなかったのだから、「及び善行・篤行者」というのは省略してもいいのではないかと昨年も申し上げた記憶があります。

齋藤委員 : なかなか難しいですね。人命救助なんかはこれに入って来ますけれど。
中山次長 : 要綱自体もこの名前ですべてですので、要綱の変更までしなくてはなりません。

足立委員長 : 他にご質問ある方いらっしゃいますか。
それでは、4名が新しく追加されたということですので、差替えておいてください。

次に、報告事項の2「茂原市奨学資金貸付について」の説明をお願いします。

中山次長 : 報告事項の2「茂原市奨学資金貸付について」のご説明を申し上げます。平成26年度も引き続き奨学資金の新規貸付を実施いたします。

内容につきましては昨年と同様、高等学校等は月額1万5千円以内、大学・専修学校（専門課程）は月額5万円以内の貸付となります。

また、修学費とは別に希望者には、入学時の修学支度金を高等学校等は10万円以内、大学・専修学校（専門課程）は15万円以内で貸付いたします。

貸付の流れとしましては、まず広報2月1日号で告知し、申請書を2月3日（月）から3月14日（金）まで9階教育総務課で配付いたします。申請の受付は3月20日（木）まで随時受付いたします。その後、申請者の審査を4月中に行い、審査に通った貸付決定者へは5月中旬に貸付決定通知を送付いたします。奨学資金の交付は、5月下旬と9月下旬に半期分ずつ奨学生本人の通帳に振り込む予定でございます。以上が、奨学資金貸付の概要及び申請についてでございます。

足立委員長 : 質問等がありますか。

齋藤委員 : 返済なくてよい奨学資金はありますか。

中山次長 : 県内で貸付をしているところで、6市くらい高校生のみ給付でやっているところがありますが、茂原にはありません。この1、2年は、高校生の借入れ申し込みが無いということもあります。

足立委員長 : 他にございますか。

鎌田職務代理 : 連帯保証人のところですが、実際に返済しない方に対して、連帯保証人にまで請求が行くということはあるんですか。

中山次長 : 滞っている方には、連帯保証人にまで催告をしております。何件かは連帯保証人が支払っている件もございます。

本人が仕事に就けないとかそういった方もいますので、その場合は連帯保証人と協議し、支払いをお願いしています。

足立委員長 : 既に問い合わせはありますか。

中山次長 : 例年、間近になると問い合わせは寄せられております。

齋藤委員 : 高校が無いということは、ほとんどが大学ということですね。

中山次長 : 申込者すべて、大学生と専門学校生です。

鎌田職務代理 : この間、5,000万円くらい滞納があるって言ってましたでしょうか。

中山次長 : 24年度決算の時点で3,600万ほどございました。現在の状況では、3,000万円程に減少しております。

- 齋藤委員 : 逃げ得ということはあるのでしょうか。
- 中山次長 : 時効というものもあるにはありますが、そこに至らないように進めています。
- 足立委員長 : 他に無いようですので、次に進みます。
報告事項の3「平成26年第2回(2月定例会)、平成26年第3回(3月臨時会)及び平成26年第4回(3月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」の説明をお願いします。
- 中山次長 : 平成26年第2回教育委員会会議(2月定例会)ですが、2月18日(火)13時半から9階会議室で行います。第3回教育委員会会議(3月臨時会)につきましては、3月11日(火)13時から9階会議室で開催いたします。第4回教育委員会会議(3月定例会)ですが、3月27日(木)15時から9階会議室で開催いたします。
2月定例会の資料は、2月14日に各委員へお届けします。
- 足立委員長 : 2月18日につきましては、定例会の終了後、15時から平成25年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰式に入ります。
2月定例会が伸びそうになった場合は、中断して表彰式に入るということでもよろしいですね。この日程で皆さんよろしいでしょうか。
- 各委員 : はい。
- 足立委員長 : その他に報告事項ある方、挙手をお願いします。
- 宮本学校教育課長 : 12月26日の第15回定例会の時に報告させていただきましたけれども、市民の方から市議会の方へ提出されました、満3歳児への私立幼稚園就園奨励費補助の早期適用を求める陳情書。こちらの陳情書が第4回定例議会の方で採択をされましたという報告をさせて頂き、その取扱いについて本日の第1回定例会の中で教育委員の皆様のご意見を頂戴した上で、決定をさせて頂きたいということをお願い申し上げて来た次第です。
説明については、先立ての定例会の中でさせて頂きましたけれども、事務局のこちらの取扱いの考え方としましては、先立ても申しあげました通り、今茂原市の中において協議している子ども子育て支援の新制度、このスタートが平成27年4月と予定されておりますので、満3歳児への私立幼稚園就園奨励費補助につきましても、同じ平成27年4月からの実施に向けて検討をして参りたいと考えております。こちらにつきまして、委員の皆様の協議をよろしくお願い申し上げます。
- 足立委員長 : 今お話があったとおり、市民の方から陳情書が出て、議会としては採択したということですが、ではいつからその補助金を出そうかと、事務局は27年4月から出したいというお話でございます。
これについていかがでしょうか。
- 齋藤委員 : 議会からすると、即刻出したいということでしょうか。それとも、27年4月から出したいということでしょうか。
- 宮本学校教育課長 : 議会の方で採択をして、こちらは実施に向けて検討するよという意味合いで受け取ってしまして、時期については教育委員会の所管課の方で検討するということです。
- 齋藤委員 : 市民の方は、27年4月まで待てないという意向で陳情したと思いますけれど。
- 宮本学校教育課長 : 当人と致しますと、ご自分のお子様も該当になってくるということですから、26年4月開始ということを考えての陳情だと思っております。
- 足立委員長 : 鈴木委員いかがでしょうか。
- 鈴木委員 : 市で27年4月から子ども子育て支援の新制度を開始することで、安心して子育てが出来る環境づくりをということで、しっかりしたものを立てていくということも理解できる場所もあるんですが、国の方では12年に決まっていて、他所の市がどうこうということではなく、市の予算が許せばということが条件なんです、お子様を持つ家庭のことを考えれば出来ればやってあげたいという考えです。完全なもので安心して子育てが出来る環境作りというところまで考えるのなら(27年4月開始もいいかと思えます)。

私個人の考えとしては、26年の予算要求が間に合って、やってあげられるものであればやってあげるのがいいと思います。不可能ならば、安心して子育てが出来る環境作りの為の法整備をしていく時に、やるのがいいかと思います。

鎌田職務代理 : 市民の方から出して頂いた資料3を見ると、県内でも3歳児にやっていないところは少ないですね。国の方の流れなんでしょうから、これを茂原市だけがしないということもできないし、そういうわけでやるということに決まったのでしょうかけれど、鈴木委員が言ったように予算が許せば26年4月から開始という方向でやって頂ければいいと思います。

齋藤委員 : 出来るものならやってあげるのがよろしいかと思います。

古谷教育長 : 陳情の中に早期に実現するという言葉があつて、それを議会で可決をしているということになると、早期というところを加味しないといけないと思いますので、皆さんの言われているように予算等の関係で努力すべきだと思います。

木島学校教育課主幹 : 鎌田委員さんの方から、ほとんどの市が既にやっているというお話がありましたけれども、これは市町村合併による影響が非常に大きいところがあります。

長生郡市においても、長南町は満3歳児へ交付しておりますので、市町村合併の協議をした時に、新市になった時にはそれをやろうという方向を示しておりました。ただ、合併協議が破綻した関係で、茂原はそのまま満3歳児は適用せずに現在に至ったという経緯がございます。

予算が許せばということですが、実際その通りだと思います。ただ、他所の部署の話ですけれども、今子どもの医療費の助成が小学校3年生までの投剤・入院・通院、これについて面倒を見ているところで、これを来年度は小学校6年生まで、本当は中学校3年生まで茂原市としてもやりたいんだと思いますが、これは財政状況が許さないところで、6年生まで伸ばすということは決定しているということは聞いております。ですので、これも子育ての1つではないかと考えております。

それと、逆行するような言い方に聞こえてしまうかもしれませんが、満3歳児の対象になる子どもは%で言うと、同年齢の2%ちょっとと推測されております。試算で170万円と数字は出ているんですけども、特定の子どもを対象に出す170万円が、本当に今の茂原市の財政状況の中でどうなのかということもございまして、最終的には財政課の判断になろうかと思っておりますけれども、今委員の皆様のご意見を頂戴しましたので、そういう方向で事務局としてもやっていくべきだと私も考えております。

足立委員長 : これについては、議題として上げなくていいんですか。

木島学校教育課主幹 : これは規則改正をする必要がございまして、9月とか12月とかの補正予算で対応することになります。それと単価が毎年上がっています。26年もまた変わりますので、財政と協議がうまくいけばの話ですが、規則改正のタイミングに合わせて満3歳児を組み入れるという形で4月に遡って対象にするということは可能ですので、その辺は検討させて頂きたいと思っております。

足立委員長 : では、今議題に上げる必要はないということですね。こういう意見だということでもいいわけですね。

齋藤委員 : 余計なことですが、あまり安易にものを考え過ぎてしまうといけませんよね。

木島学校教育課主幹 : 前回も少し説明させて頂いたんですが、この件につきましては、私立幼稚園の園長会から、最近は無いんですが、前は毎年出して欲しいという要望があつたんです。ただ、財政健全化に茂原市が取り組んでいましたので、申し訳ないということで今まで来ている経緯があります。

足立委員長 : 前からそういう話があつたということですね。
教育委員会の意見としては、26年4月から開始するべきだということによろしいでしょうか。

各委員 : はい。

足立委員長 : では、教育委員会としては、26年4月から補助してもらいたいという

意見だということをお願いを申し上げます。
足立委員長 : 他に報告事項はございませんか。
無いようですので、以上で第1回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年2月18日

委員長 足立 俊夫

署名委員 古谷 一雄

署名委員 鎌田 俊郎